

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年 6月21日(月)

## 今週のことば

### バーチャルオンリー株主総会

改正産業競争力強化法により上場会社を対象として、物理的な会場を設けずにバーチャル空間のみで行う「場所の定めのない株主総会」が開催可能となる特例が施行。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

6/21(月) 仏滅 夏至
22(火) 大安
23(水) 赤口 沖縄慰霊の日、東京五輪開幕まで1ヵ月
24(木) 先勝 日本陸上競技選手権大会(～27日)
25(金) 友引
26(土) 先負 国連憲章調印記念日
27(日) 仏滅

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/14(月)	29,162 △213	109.69 ▼0.26
25(火)	29,441 △279	110.04 ▼0.35
16(水)	29,291 ▼150	109.93 △0.11
17(木)	29,018 ▼273	110.59 ▼0.66
18(金)	28,964 ▼54	110.00 △0.59

## 「月次支援金」の対象に関するQ&A

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等に対する月次支援金(法人20万円/月、個人10万円/月が上限)について、4月・5月分の申請が始まりました(6月分の申請は7月1日から)。

### ◆対象事業者に関するQ&A

Q. 「飲食店の休業・時短営業」の影響を受ける事業者とは?

A. 緊急事態措置等の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店に対して、①直接取引している事業者、②自社の商品・サービスが販売・提供先を経由して取引されている事業者が対象となり得ます。

Q. 「外出自粛等」の影響を受ける事業者とは?

A. ①実施地域の個人顧客と取引している事業者、②①の事業者と直接取引している事業者、③①に対して自社の商品・サービスが販売・提供先を経由して取引されている事業者が対象となり得ます。

Q. 一部の店舗で要件を満たす場合は対象になる?

A. 対象になりません。店舗・事業単位ではなく、事業者全体で給付要件を満たす必要があります。

Q. 対象外となる事業者は?

A. 要件を満たす事業者は原則、所在地や業種を問わず給付対象となり得ますが、地方公共団体による休業・時短要請に伴い、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(臨交金)を用いた協力金の支給対象となっている事業者(協力金の支給を受けていない場合も含む)は対象外となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201523

## 雇調金特例は現行措置を8月まで継続

新型コロナに伴う雇用調整助成金等の特例措置は、本年5月以降の助成内容が8月まで継続される予定です。判定基礎期間の初日が本年5月以降の場合に適用される原則的な措置と、地域特例(緊急事態措置区域等で知事の要請を受け時短営業等に協力した事業主)や業況特例(売上高等の最近3ヵ月平均が30%以上減少した全国の事業主)に該当する事業主の助成内容は次のとおりです。

◎原則措置……助成率は中小企業4/5(解雇等がない場合は9/10)・大企業2/3(同3/4)、助成額の日額上限は1人あたり1万3500円。

◎地域・業況特例……助成率は4/5(解雇等がない場合は10/10)、日額上限は1万5千円。

## ワクチン接種した場合も感染予防対策は継続

今月21日から新型コロナワクチンの職域接種も始まり、大企業が下請け企業や取引先を対象に含めて実施するケースや、中小企業が商工会議所等を通じて共同実施するケースなどの取組みにより、64歳以下の接種が進み始めています。

なお、ワクチン接種により新型コロナの発症の予防が期待されていますが、他の方への感染をどの程度予防できるかは分かっていないため、ワクチン接種をした場合でも感染予防対策は継続して行っていく必要があります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 「月次支援金」の対象事業者に関するQ &amp; A

## ◆「月次支援金」の概要

本年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した中小法人等（資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下）及び個人事業者等（フリーランスや主たる雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む）に対して、法人20万円/月、個人10万円/月を上限に「月次支援金」を給付します。

※給付額は【前年又は前々年の基準月（対象月と同月）の売上一対象月（売上が50%減少した月）の売上】で算出。

## ◎申請手続と期間

登録確認機関において事前確認（一時支援金を受給している場合や2回目以降の申請を行う場合は不要）を受けた上で、本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、売上が50%以上減少した対象月ごとに申請を行い、申請期間は次のとおりです。

\*4月分/5月分：令和3年6月16日～8月15日

\*6月分：令和3年7月1日～8月31日

\*7月分：令和3年8月1日～9月30日

## ◆対象事業者に関するQ &amp; A

Q. 「飲食店の休業・時短営業」の影響を受ける事業者とは？

A. 次のような事業者が対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、地方公共団体による要請を受けて休業又は営業時間短縮を実施している飲食店（対象飲食店）と反復継続した直接の取引を行っている事業者。

②対象飲食店に対して、販売・提供先を経由した間接的な取引を反復継続して行っている事業者。

Q. 「外出自粛等」の影響を受ける事業者とは？

A. 次のような事業者が対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施地域の個人顧客に対して、継続的に取引を行っている事業者。

②上記の事業者と反復継続した直接の取引を行っている事業者。

③上記の事業者に対して、販売・提供先を経由した間接的な取引を反復継続して行っている事業者。

Q. 休業又は時短営業を実施している飲食店との間接取引に介在する事業者数に制限はある？

A. 間接取引に介在する事業者数に制限はありません。

Q. 給付対象外となる事業者は？

A. 例えば、次のような事業者は給付対象外となります。

・地方公共団体による対象月における休業又は時短営業の要請に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（臨交金）を活用して措置している協力金の支給対象となっている事業者（休業を要請された大規模施設内のテナントを含む）。

・事業活動に季節性があり、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態宣言等の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合。

・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合。

・単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が減少している場合。

Q. 地方公共団体による休業又は時短営業要請に伴う臨交金を用いた協力金の支給対象となっている事業者が協力金の支給を受けていない場合は？

A. 協力金の支給を受けていない場合であっても、対象外となります。

Q. 一部の店舗単位や事業単位で給付要件を満たす場合は、給付対象になる？

A. 月次支援金は店舗や事業単位ではなく、事業者単位で給付を行うものであり、事業者全体で給付要件を満たさなければ、給付対象とはなりません。なお、一部の店舗でも臨交金を用いた協力金の支給対象であれば、給付対象とはなりません。

Q. 緊急事態措置等の実施地域外や海外からの人流の減少により売上が減少した場合でも給付対象になる？

A. 実施地域外や海外からの人流減少のみが原因で売上が減少した場合は給付対象とはなりません。